

◎議 事 日 程（第1号）

平成30年5月28日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 議席の変更について
日程第2 会議録署名議員の指名について
日程第3 会期の決定について
日程第4 諸般の報告について
日程第5 市長招集挨拶
日程第6 報告第6号 平成29年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第7 報告第7号 平成29年度愛西市一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第8 議案第38号 愛西市税条例等の一部改正について
日程第9 議案第39号 愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10 議案第40号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第41号 小型動力ポンプ付水槽車購入契約の締結について
日程第12 議案第42号 平成30年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について
日程第13 請願第5号 子ども医療費完全無料化を求める請願について
日程第14 同意第2号 愛西市監査委員の選任について
日程第15 同意第3号 愛西市教育委員会委員の任命について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（17名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
6番	吉 川 三津子 君	7番	原 裕 司 君
8番	近 藤 武 君	9番	神 田 康 史 君
10番	島 田 浩 君	11番	杉 村 義 仁 君
12番	鬼 頭 勝 治 君	13番	鷺 野 聰 明 君
14番	山 岡 幹 雄 君	15番	大 宮 吉 満 君
16番	加 藤 敏 彦 君	17番	真 野 和 久 君
18番	河 合 克 平 君		

◎欠 席 議 員（1名）

5番 高 松 幸 雄 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	平尾理君	会計管理者兼 会計室長	加納敏夫君
総務部長	伊藤長利君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教育部長	大鹿剛史君
市民協働部長	奥田哲弘君	上下水道部長	鷲野継久君
消防長	横井利幸君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊藤裕章君
子育て支援事業 担当部長兼 児童福祉課長	中野悦秀君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部徳次	議事課長	大野敦弘
書記	服部芳樹	書記	近藤泰史

午前 9 時59分 開会

○議長（鷺野聰明君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。5 番・高松幸雄議員は欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告をいたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において申し出を行った報道機関に対し撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

また、本定例会より、愛西市議会だより掲載用の一般質問議員の顔写真を質問時に撮影することとなっておりますので、議員の皆様方におかれましては御承知おきをお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議席の変更について

○議長（鷺野聰明君）

議席の変更についてを議題といたします。

本件につきまして、会議規則第3条第3項の規定により、議席を変更したいと思います。全ての議席につきまして、ただいま御着席の議席とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。全ての議席につきまして、ただいま御着席の議席とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会議録署名議員の指名について

○議長（鷺野聰明君）

日程第2・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、1番・馬淵紀明議員、2番・石崎誠子議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・会期の決定について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第3・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、5月9日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、5月9日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会

期は本日5月28日から6月21日までの25日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

御苦労さまでした。

訂正申し上げます。

先ほど議席の変更の部分で、日程第1というのを発言漏れでございましたので、訂正をさせていただきます。御無礼しました。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月21日までの25日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月21日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・諸般の報告について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第4・諸般の報告についてを議題といたします。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に海部地区環境事務組合議会議員の真野和久議員、お願いいたします。

○17番（真野和久君）

それでは海部地区環境事務組合議会の報告を行います。

平成30年度第1回臨時会が平成30年3月20日、海部地区環境事務組合新開センターにて開会されました。

付議事件といたしましては、議案第6号：監査委員（識見を有する者）の選任同意についてであります。

弥富市の大木博雄さんが、全員の賛成で同意とされました。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

次に、海部南部水道企業団議会議員の鬼頭勝治議員をお願いいたします。

○12番（鬼頭勝治君）

それでは、海部南部水道企業団の報告をいたします。

去る5月18日に海部南部水道企業団で平成30年第1回の臨時会が開かれました。

付議事件といたしまして、議長選挙、副議長選挙を行いました結果、議長には当市の島田浩議員、また副議長には弥富市の鈴木みどり議員が選出されました。

また、同意第1号といたしまして、監査委員の選任については、弥富市の武田正樹議員が全員の同意を得て選任をされました。

発議第1号：海部南部水道企業団議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について、また発議第2号：海部南部水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則については、いずれも全員賛成で可決決定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鷺野聡明君）

次に、海部地区水防事務組合議会議員の佐藤信男議員をお願いをいたします。

○3番（佐藤信男君）

海部地区水防事務組合議会の報告をいたします。

平成30年5月22日、日光川水防センターにおきまして、平成30年第1回臨時会が開催されました。

付議事件といたしまして、議長選挙で愛西市の吉川三津子氏、副議長選挙で弥富市の平野広行氏がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鷺野聡明君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成30年1月から3月までにに関する出納検査についての検査報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

また、陳情につきましては、お手元の陳情一覧表のとおり、所管の委員会へ送付いたします。よろしくをお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・市長招集挨拶

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第5・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、をお願いをいたします。

○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

平成30年6月愛西市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私お忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、5月19日に親水公園総合体育館で挙行了いたしました全国植樹祭1年前記念イベント、愛知県植樹祭、愛西市植樹祭には、御多用の中、御臨席を賜りまことにありがとうございます。心配をしておりました雨も前夜にはおさまり、若干風が強い中ではありましたが、絶好のイベント日和となりました。

多くの皆様方とともに、緑を愛する心を込めて植樹した木々が大樹となり、人々を和ませる存在となるよう、緑豊かで快適な環境づくりのため大切に育み続けていきたいと思っております。

また、5月21日には、皇太子殿下が船頭平閘門及び木曾川文庫を御視察され、議長と私が市を代表するものとして殿下のお出迎えをさせていただきました。殿下は大変気さくなお人柄で、接する人を和ませるお声がけをされ、心地よい雰囲気の中での御視察となりました。沿道には多くの市民の皆様方がお出迎えをされており、間近で殿下をごらんいただいたことは、市民の皆様方にとっても大変貴重な体験となったのではないかと感じております。

また、昨日、平成30年度愛西市消防団観閲式を開催いたしましたところ、議員各位並びに消防関係者、地域の皆様方には、お忙しい中御協力をいただき、感謝申し上げます。

石川団長を初め、団員、少年消防クラブの日ごろの訓練の成果をごらんいただき、今後の市の防災・減災の中心的役割を担う消防団の重要性を改めて実感していただいたと思っております。今後も地域の安全・安心確保のため、消防団と地域、行政が連携しながら活動の推進に努めていきたいと考えております。

さて、今定例会に提出をいたします案件につきましては、平成29年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書など報告を2件、愛西市税条例等の一部改正など条例改正を3件、小型動力ポンプつき水槽車の契約1件、補正予算1件、人事案件2件の合計9件となっております。なお、人事案件につきましては、本日御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

各議案の内容につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・報告第6号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第6・報告第6号：平成29年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告をお願いいたします。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、報告第6号：平成29年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

恐れ入りますが、最後のページをお願いいたします。

平成29年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この繰越計算書につきましては、さきの3月議会で御議決をいただきました繰越明許費につきまして、30年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令の規定によりまして本日議会へ報告するものでございます。

内容につきましては、最終処分場適合化事業、道路新設改良事業、小学校トイレ改修事業、小学校施設非構造部材耐震化事業、小学校施設外壁改修事業、中学校施設非構造部材耐震化事業、中学校施設外壁改修事業の7事業におきまして、年度内に完了ができなかったものでございます。

繰越額につきましては、7事業合計で3億8,626万9,016円でございます。主な財源内訳といたしまして、国県支出金で8,504万3,000円、地方債で1億9,480万円、一般財源で1億642万6,016円でございます。よろしく願いをいたします。

報告第6号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・報告第7号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第7・報告第7号：平成29年度愛西市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告をお願いいたします。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、報告第7号：平成29年度愛西市一般会計事故繰越し繰越計算書について御説明を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第150条第3項において準用をいたします同令146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

恐れ入りますが、最後のページをお願いいたします。

平成29年度愛西市一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

この繰越計算書につきましては、予測し得ない事故のため年度内に完了しなかった事業において、30年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令の規定により本日議会へ報告するものでございます。

内容につきましては、道路新設改良事業におきまして、市外の住民から工事中止要望があり、工事を一時中断し、騒音測定調査を行ったため年度内に工事が完了できなかったものでございます。

繰越額につきましては2,643万18円でございます。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございますので、よろしく願いをいたします。

報告第7号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第38号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第8・議案第38号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、議案第38号につきまして御説明を申し上げます。

愛西市税条例等の一部改正について。愛西市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

内容につきましては、新旧対照表の次でございます資料2、愛西市税条例等の一部を改正する条例（概要）をもとに御説明をさせていただきます。

それでは資料2をごらんください。

1 ページ目、1. 改正の趣旨でございます。

主な改正内容といたしましては、個人市民税の控除額の見直し、市たばこ税の税率の段階的引き上げ、地方税電子化の拡充でございます。また、生産性向上特別措置法の規定によりまして、中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を減額する特別措置を創設するものでございます。なお、本条例は6条立てとなっております、第1条から第5条までは愛西市税条例の一部を改正する条例でございます、第6条で平成27年6月に公布いたしました愛西市税条例等の一部を改正する条例の改正附則の一部を改正するものでございます。

次に、2. 改正の内容をごらんください。

第23条、市民税の納税義務者等でございます。

改正の内容といたしましては、法律等の改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。施行期日は、平成32年4月1日でございます。

次に第24条、個人の市民税の非課税の範囲の第1項でございます。

改正の内容といたしましては、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を引き上げるものでございます。施行期日は、平成33年1月1日でございます。

第2項は、控除対象配偶者の定義を変更するものでございます。施行期日は、平成31年1月1日でございます。

同じく第2項でございますが、施行期日が異なりまして平成33年1月1日施行で、均等割非課税の限度額を引き上げるものでございます。

次に第34条の2、所得控除及び第34条の6、調整控除の改正の内容といたしましては、市民税の基礎控除及び調整控除に所得要件を創設するものでございます。施行期日は、平成33年1月1日でございます。

次に第36条の2、市民税の申告でございます。改正の内容といたしましては、年金所得者の配偶者特別控除に係る申告要件を見直し、源泉控除該当配偶者に係る市民税の申告義務を免除するものでございます。施行期日は、平成31年1月1日でございます。

次に、3 ページをお願いいたします。

第48条、法人の市民税の申告納付でございます。

改正の内容といたしましては、資本金が1億を超える大法人に対しまして、法人市民税の申告書の提出を電子情報処理組織による電子申告を義務化する規定を整備するものでございます。

施行期日は、平成32年4月1日でございます。

次に第92条、製造たばこの区分、第92条の2、市たばこ税の納税義務者等及び第93条の2、製造たばことみなす場合でございます。

改正の内容といたしましては、製造たばこの区分を設けまして、加熱式たばこの喫煙用具を製造たばことみなす規定を新設するものでございます。また、条例の条ずれによる規定の整備を含むものでございます。施行期日は、平成30年10月1日でございます。

次に第94条、たばこ税の課税標準でございます。

改正の内容といたしましては、加熱式たばこの重量と価格をもって、紙巻きたばこの本数に換算する方式とする規定を成立するものでございます。なお、この換算方式は、激変緩和等の観点から、施行期日を平成30年10月1日から5年間かけまして、段階的に5分の1ずつふやしていくものでございます。

次に、1ページはねていただきまして、第95条、たばこ税の税率の改正でございます。

改正の内容につきましては、たばこ税率を平成30年10月1日から3年間かけまして、1,000本当たり5,262円から6,552円に段階的に引き上げていくものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

第96条、たばこ税の課税免除及び第98条、たばこ税の申告納付の手続でございます。

改正の内容といたしましては、条例の条ずれによる改正を含みます規定の整備をするものでございます。施行期日は平成30年10月1日でございます。

次に、附則第5条、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等でございます。

改正の内容といたしましては、所得割非課税の限度額を引き上げるものでございます。施行期日は、平成33年1月1日でございます。

次に、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の第1項及び第4項につきまして、法律等の改正にあわせて規定の整備をするものでございます。施行期日は、平成31年1月1日でございます。

次に、同条第26項を第27項とし、第26項に新たな特別措置を設けるものでございます。特別措置の内容といたしましては、中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により市が作成します導入促進基本計画に基づき、中小企業が一定の設備投資をした償却資産につきまして、最初の3年間固定資産税をゼロとするものでございます。施行期日は、生産性向上特別措置法の施行の日でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第24項、第25項及び第26項につきましては、法律等の改正にあわせて規定の整備をするものでございます。施行期日は、平成31年4月1日でございます。

次に、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例でございます。

改正の内容といたしましては、租税特別措置法の改正にあわせて、規定の整備をするものでございます。施行期日は、平成31年1月1日でございます。

次に第6条は、愛西市税条例等の一部を改正する条例の附則第5条、市たばこ税に関する経過措置を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、平成27年度改正において講じました旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置につきまして、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで延長して適用するものでございます。また、条ずれによる規定の整備を含むものでございます。施行期日は、平成30年10月1日でございます。

説明につきましては以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第39号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第9・議案第39号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、第39号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

改正の内容につきましては、資料の新旧対照表により説明させていただきます。

今回の改正につきましては、第10条第3項第4号で教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改正し、内容としまして、教育免許を取得した者であれば、更新講習を受講していなくても資格を満たすものとして取り扱うものでございます。

次に、第10号で、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者を加えるものでございます。

議案本文へお戻りいただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第40号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第10・議案第40号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、議案第40号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

改正の内容につきましては、資料の新旧対照表により御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、利用者負担額表の第3階層におきまして、「1万2,700円」を「1万100円」に改正するものでございます。

議案本文にお戻りいただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第41号（提案説明）

##### ○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第11・議案第41号：小型動力ポンプ付水槽車購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○消防長（横井利幸君）

それでは、議案第41号につきまして御説明申し上げます。

議案第41号：小型動力ポンプ付水槽車購入契約の締結について、下記のとおり小型動力ポンプ付水槽車購入の契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 契約の目的は、小型動力ポンプつき水槽車購入でございます。2. 契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。3. 契約金額は、4,689万2,850円でございます。4. 契約の相手方は、名古屋市中区上前津1-2-24、日本機械工業株式会社、名古屋営業所でございます。5. 納入期限は、平成31年3月7日でございます。

提案理由であります、この案を提出するのは、小型動力ポンプつき水槽車購入契約のため必要があるからでございます。

なお、本日議案資料といたしまして、1枚はねていただきまして資料1をごらんください。仮契約書でございます。1枚はねていただきまして、資料2をごらんください。この小型動力ポンプつき水槽車は、消防署分署に配置し、8トン級消防専用シングルキャブオーバ型及び樹脂製角形水槽により軽量化を図り、機動性を重視した車両となっております。

議案第41号の小型動力ポンプ付水槽車購入契約の締結についての説明は以上でございます。

よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第42号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第12・議案第42号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、議案第42号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,104万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201億8,995万2,000円とするものでございます。

主な内容につきまして、御説明をさせていただきます。

初めに、3ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正では、平成29年度一般会計補正予算（第7号）において、繰越明許費補正をいたしました事業のうち、教育関係の小学校トイレ改修事業ほか4事業に係る市債につきまして、減額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入につきましては、私から御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金で、生活保護基準改正に伴うシステム改修事業に生活保護適正実施推進事業費補助金として124万2,000円の補正計上でございます。

同じく第5目教育費国庫補助金で、繰越明許費の関係で、学校施設環境改善交付金として1億2,290万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第14款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費県補助金で、農業経営者を支援するための産地パワーアップ事業費補助金として1,106万3,000円の補正計上でございます。

同じく第3項県委託金、第4目教育費県委託金で、児童の発達に応じた系統的なキャリア教育推進事業にキャリアスクールプロジェクト事業委託金として13万6,000円の補正計上でございます。

次に、第2表地方債補正でも説明させていただきましたが、第20款市債、第1項市債、第2目教育債で2億4,690万円の減額補正をお願いするものでございます。

また、不足する財源を第17款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で1,631万5,000円を計上し、一般財源の収支を図っておりますので、よろしく願いをいたします。

歳入については以上でございます。

歳出につきましては、それぞれの所管部長より御説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

私のほうからは、健康福祉部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

それでは、11、12ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、6目福祉医療費におきまして、子ども医療費で8月診療分から中学生の通院に係る自己負担額の3分の2を助成するため、扶助費2,702万3,000円とそれに伴う申請者への通知等の郵便料やシステム改修委託料として、211万円の追加をお願いするものでございます。

また、3項生活保護費、1目生活保護総務費の委託料におきまして、生活保護基準額の改正に伴う生活保護システム改修委託料として162万円の追加をお願いするものでございます。このシステム改修に伴う歳入として、国庫支出金を計上しております。

以上、よろしく申し上げます。

次は、産業建設部長より御説明申し上げます。

○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、産業建設部所管に関するものについて御説明をさせていただきます。

同じく11ページ、12ページでございます。

6款農林水産費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金におきましては、産地パワーアップ事業補助金を活用し、イチゴ農家が設備投資するため県補助金を追加計上させていただきました。新たに2件の追加申請があったことによるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続いて、教育部長から御説明申し上げます。

○教育部長（大鹿剛史君）

教育部所管に関するものについて御説明をさせていただきます。

11、12ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費におきまして、教育費県委託金により、キャリアアスクールプロジェクト事業といたしまして、地域の方を招いての講話や体験活動を実施し、児童の発達に応じた系統的なキャリア教育を推進するために、講師等謝礼5万円、消耗品費8万6,000円、総額13万6,000円の追加をお願いしております。

2項小学校費、1目学校管理費、次ページの3項中学校費、1目学校管理費の減額につきましては、平成30年度当初予算に計上しておりました小・中学校の施設改修事業の一部がことし3月の国の補正予算成立により事業採択されたため、本市もさきの3月議会におきまして補正予算を計上し、議会の承認をいただきました。それに伴いまして、30年度当初予算から前年度に採択された事業費分を減額するものでございます。

小学校費では、永和・勝幡小学校トイレ改修工事、永和小学校屋内運動場非構造部材耐震改修工事、市江小学校外壁等改修工事の監理委託料として600万円、工事請負費といたしまして

2億1,900万円を減額いたしました。

中学校費では、佐屋中学校武道場非構造部材耐震改修工事、永和中学校外壁等改修工事の監理委託料として300万円、工事請負費として1億5,500万円を減額いたしました。

以上で平成30年度愛西市一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。
よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・請願第5号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第13・請願第5号：子ども医療費完全無料化を求める請願についてを議題といたします。

この件につきまして、紹介議員より説明を願いたいと思います。

○18番（河合克平君）

では、子ども医療費完全無料化を求める請願書について、読み上げて提案にかえさせていただきます。

請願団体は、子ども医療費無料化をすすめる会、愛西市須依町北前2361-1の代表・河合正美さんから。紹介議員は真野和久、河合克平、加藤敏彦の3名で紹介議員となっております。

請願の趣旨は、さきの3月市議会で、市長より子ども医療費についての提案があり、ことしの8月から中学生の通院の公的支給が決まりました。市民の願いがようやく受け入れられ、一歩前進したことはうれしいことですが、自己負担額3割のうち助成が2割分だけで私たちが一貫して求めてきた「完全無料化」ではないことが非常に残念です。

申請の手続についても問題があります。一旦自己負担額を医療機関窓口で支払いその後市役所または支所の窓口書類を提出しに行かなければならないのは、仕事や生活に影響が出るので困ります。

愛知県下では既に9割以上の自治体が、子供が必要な医療を安心して受け子育て家庭の経済的な負担を軽減するために、中学卒業までの完全無料化を実施しています。津島市も平成31年度からの実施を市長が表明しています。

愛西市には財源として基金191億円の運用収益があり、それを活用すれば中学卒業までの完全無料化は十分可能であると伺っています。市民が納めた税金を眠らせておくのではなく、市民一人一人の福祉の向上に活用してください。

“愛西市で子育てをしたい”そう思えるまちづくりが少子化や生産人口減少の対策として重要ではないでしょうか。

新体制となりました市議会の皆様に、市民の代表として、市民の切なる思いを酌み取った御判断をしていただくことを期待し、下記の事項をここに請願いたします。

請願事項、中学卒業まで医療費を完全無料化にしてください。以上です。

御審議よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・同意第2号（提案説明・質疑・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第14・同意第2号：愛西市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第2号：愛西市監査委員の選任について。

愛西市監査委員に下記の選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、氏名、戸谷・治。

提案理由といたしましては、任期が平成30年6月1日で満了するのに伴い、選任する必要があるからでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、同意第2号の質疑を行います。

それでは質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りします。同意第2号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第2号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号を採決いたします。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・同意第3号（提案説明・質疑・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第15・同意第3号：愛西市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第3号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、氏名、水谷朋和。

提案理由といたしましては、任期が平成30年6月30日で満了するのに伴い、任命する必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、同意第3号の質疑を行います。

それでは質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第3号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第3号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号を採決いたします。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聰明君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月1日午前10時より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時46分 散会